

## 田辺周辺広域市町村圏組合特別職の報酬等に関する条例

制定	昭和46年6月25日	条例第5号
改正	昭和50年2月1日	条例第1号
改正	平成4年4月1日	条例第1号
改正	平成17年5月1日	条例第3号
改正	平成19年2月13日	条例第1号
改正	令和2年3月31日	条例第2号

(目的)

**第1条** この条例は、田辺周辺広域市町村圏組合の特別職の職員等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬及び支給方法)

**第2条** 報酬額は、次に掲げるとおりとし、支給は毎年3月25日(休日又は日曜にあたるときは、その日前において最も近い休日又は日曜でない日)に支給する。ただし、その職を離れたときは、その日の属する月の月末までに支給する。

議長	年額	15,000円	管理者	年額	18,000円
副議長	〃	12,000円	副管理者	〃	15,000円
議員	〃	9,000円	監査委員	〃	45,000円
理事	〃	9,000円			

2 年の途中において職に就いたときは、その就いた月以降の月数、年の途中においてその職を離れたときは、その月までの月数を基礎として月割によって計算した報酬を支給する。

(報酬、旅費に関する準用)

**第3条** 議長、副議長、管理者、副管理者及び理事が公務のため旅行したときは、議長、副議長及び議員については、田辺市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年条例第7号)管理者、副管理者及び理事については、田辺市職員等の旅費に関する条例(平成17年条例第46号)中管理者にあつては市長、副管理者及び理事にあつては副市長に関する規定を準用する。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(昭和50年2月1日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年5月1日から適用する。

**附 則**(平成4年4月1日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

**附 則**(平成17年5月1日条例第9号)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 田辺周辺広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約(平成19年規約第1号)附則第2項の規定により、同規約による改正前の田辺周辺広域市町村圏組合規約(昭和46年規約第1号)第8条第1項及び第4項の規定がなおその効力を有するものとされる間、この条例による改正後の田辺周辺広域市町村圏組合特別職の報酬等に関する条例の規定は適用せず、この条例による改正前の田辺周辺広域市町村圏組合特別職の報酬等に関する条例(以下「旧条例」という。)の

規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例の規定中「助役」とあるのは、「副市長」とする。

**附 則**（令和2年3月10日条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。